令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達業務
仕様書

本仕様書は、牛久市（以下「発注者」という。）が、発注する令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達業務を実施するために、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を示したものである。

１　業務概要

(1) 件名：令和８年度牛久市実質再生可能エネルギー１００％電力調達業務

(2) 事業期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、供給期間満了の３か月前までに契約更新の協議を行うものとし、双方が合意したときに限り供給期間を１年間更新することができることとする。

２　対象施設

(1) 供給施設：牛久市公共施設３３施設　別紙１「対象施設一覧」に定めるとおりとする。

３　電力に関する仕様

(1) 供給電気方式 交流３相３線式

(2) 供給電圧（標準電圧）　６，０００Ｖ

(3) 計量電圧（標準電圧）　６，０００Ｖ

(4) 標準周波数　５０Ｈｚ

(5) 電気方式　１回線受電

(6) 電力構成:供給する電力が、再生可能エネルギー１００％の電力であり、次のいずれかとする。また、応募者は対象施設へ安定した電力の供給が可能な一般小売電気事業者または、特定規模電気事業者とし、Ａ及びＢの混合は、可能なものとする。

(A) 非化石証書（再エネ指定あり）を付けたFIT電力１００％の電力

(B) 非化石証書（再エネ指定あり）を付けた非FIT電力（再エネ由来）１００％の電力

４　対象施設における契約電力及び予定電気使用量

(1) 契約電力 別紙１のとおり

(2) 電気使用量 見積様式のとおり（令和７年度実績による）

ただし、契約締結後の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値（ｋｗ）とする。本契約期間中に最大需要電力量が５００ｋW以上となる場合には、協議により契約電力を速やかに定めるものとする。

(3) 契約種別 別紙１のとおり

(4) 需給地点　別紙１のとおり

(5) 電気工作物の財産分界点　需給地点に同じ

ただし、計量器等は東京電力パワーグリッド株式会社の所有である。

(6) 保安上の責任分界点　需給地点に同じ

5　電力量の検針及び請求方法

(1) 電力量の検針方法は、事業者の提案による。ただし、検針日は毎月１回とすること。

(2) 使用電力量の検針後、検針結果を速やかに別紙１に示した各施設の所管課へ通知するものとする。

6　支払方法

(1) 月ごとの支払とし、年１２回払いとする。

(2) 電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下切り捨て、請求書のほかに内訳書（契約電力、使用電力、最大需要電力、単価、料金、力率等）を添付のうえ、各施設所管課に提出するものとする。

7　積算方法

(1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、見積様式に示した予定契約電力及び予定使用量電力量により、１年間の金額を算定し、全施設の合計金額を算出すること。

(2) (1)の単価には消費税及び地方消費税相当額（１０％）を含むものとする。また、力率１００％とし、市場価格調整額、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。

(3) 非化石証書等の調達費用は電力量料金単価に含めること。

(4) 電気料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力及び最大需要電力の単位はｋｗ とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ　電力使用量の単位はｋｗｈとし、その端数は、小数点第一位で四捨五入する。

ウ　料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ　消費税及び地方消費税額の単位は1円とし､その端数は小数点以下を切り捨てる。

8　その他

(1) 契約施設に供給される電力が再生可能エネルギー１００％電力であることを確認できる資料を１年ごとに書面（様式自由）で提出すること。ただし、インターネット等を通じて上記データを抽出可能なサービスを行っている場合は、これに換えることができる。また、その他の電力情報の開示を求められた場合は、その情報を提供するこ

と。

(2) 受注者は、発電施設を特定できる電気又は環境価値について、所在地で適用される法令・条例の許認可及び手続状況を確認し、電源の地域共生を図ること。

(3) フリッカ発生器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(4) 燃料費調整および市場価格調整は行わないものとし、契約後の請求においても認めない。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は経済産業大臣が公表する最新の価格とする。

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、契約内容に影響を及ぼす場合には、影響がある事項について変更協議を行うことができるものとする。

(6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、発注者が指定する連絡先へ指示、報告をできるようにしておくこと。

(7) この仕様書に定めのない事項については、関東地域を管轄する旧一般電気事業者の定める特定規模需要の標準供給条件等をもとに発注者と受注者で別途協議の上、調整を図るものとする。